



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医務課） 1
- 家畜の予防検査の実施（畜産課） 2
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課） 3
- 民有保安林の指定（森林緑地課） 4
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） 4
- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（土木企画課） 5
- 道路の区域の変更（道路管理課） 7
- 国道の供用の開始（道路管理課） 7
- 都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課） 8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 8
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 8

訓 令

- メンタルヘルス専門相談員設置規程の一部を改正する訓令（職員厚生課） 9
- 沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部を改正する訓令（医務課） 9

教育委員会事項

- 沖縄県立石川青少年の家の利用料金の承認 9
- 沖縄県立玉城青少年の家の利用料金の承認 10
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 11

正 誤

- 平成21年 4月10日付け公報定期第3744号中訂正 12

告 示

沖縄県告示第172号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年 3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立中部病院	うるま市字宮里281番地	沖縄県	平成23年 2月 1日	平成26年 1月31日
沖縄県立宮古病院	宮古島市平良字東仲宗根807番地	沖縄県	平成23年 2月 1日	平成26年 1月31日
沖縄県立八重山病院	石垣市字大川732番地	沖縄県	平成23年 2月 1日	平成26年 1月31日

沖縄県告示第173号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成23年 3月22日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	すべての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 種付けの用に供する雄牛及び豚
結核病	牛及び山羊	(1) 搾乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらと牛と同一施設内で飼育している牛及び山羊 (2) 種付けの用に供する雄牛
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 24か月齢以上の死亡牛又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の高齢牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	すべての馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、ブロイラー及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	みつばち	みつばち

4 期日及び場所

- (1) 期日 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長の所管区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長の所管区域の市町村ごとに定める場所
- 5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）及び補体結合反応検査
結核病	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病	血清平板凝集反応法
腐蝕病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第174号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命ずる。

平成23年3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛

アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の高齢牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

(1) 期日 平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長の所管区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長の所管区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

沖縄県告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成23年 3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 保安林の所在場所 島尻郡与那原町字与那原江口原3465番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第176号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成23年 3月22日から同年 4月12日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県八重山農林水産振興センター及び石垣市役所において縦覧に供する。

平成23年 3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 出願書受理年月日 平成23年2月8日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 石垣市美崎町14番地 石垣市

イ 代表者 石垣市宇登野城2番地の30木田アパート203号 石垣市長 中山義隆

(2) 埋立区域

ア 位置 石垣市新栄町49番の地先公有水面並びに49番及び82番に接する無地番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成19年7月30日付け沖縄県指令農第10327号の免許に係る埋立区域との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結ぶ石垣市新栄町49番に接する公有水面と無地番との境界線、④の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ公有水面と石垣市新栄町49番との境界線、⑩の地点と⑫の地点を結ぶ公有水面と石垣市新栄町49番及び82番に接する無地番との境界線並びに①の地点と⑫の地点を結ぶ公有水面と石垣市新栄町49番及び82番に接する無地番との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点池3川花（北緯24度21分07秒9063、東経124度08分54秒2042）から170度53分35秒964.29メートルの地点

②の地点 ①の地点から318度23分01秒15.06メートルの地点

③の地点 ②の地点から42度44分04秒2.47メートルの地点

④の地点 ③の地点から319度32分32秒5.80メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から48度14分11秒6.80メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から318度25分49秒40.97メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から48度18分10秒55.94メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から138度12分27秒109.71メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から228度23分31秒56.10メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から317度54分20秒41.81メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から228度07分26秒6.90メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から318度11分30秒5.88メートルの地点

ウ 面積 6,377.96平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 石垣市新栄町49番の地先公有水面並びに49番及び82番に接する無地番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 四等三角点池3川花（北緯24度21分07秒9063、東経124度08分54秒2042）から168度41分14秒836.65メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から138度06分03秒166.53メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から228度37分16秒97.50メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から318度13分48秒79.35メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から228度12分34秒78.68メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から257度19分45秒538.31メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から318度00分13秒165.58メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から23度03分43秒213.03メートルの地点

①の地点 ㉘の地点から106度09分01秒509.47メートルの地点

ウ 面積 134,711.17平方メートル

(4) 埋立地の用途 再開発施設用地、公用施設用地、公共施設用地及び道路用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第177号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 3 月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「受付け」を「受付」に改める。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、第2条各号のいずれにも該当すると認められる者（以下「有資格者」という。）については、建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 名簿は、沖縄県内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に登録されるもの及び建築一式工事に登録されるものにあつては5等級に、電気工事に登録されるもの及び管工事に登録されるものにあつては3等級に、ほ装工事に登録されるものにあつては2等級に格付をし、その他については、等級の区分は行わないものとする。ただし、等級の区分を必要とするときは、3等級に格付をすることができる。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の格付は、知事が別に定める基準により審査するものとする。

第7条中「なつた」を「なつた」に改める。

第9条中「いたつた」を「いたつた」に改め、同条第1号中「あつた」を「あつた」に改め、同条第2号中「受けなかつた」を「受けなかつた」に改める。

第10条中「格付け」を「格付」に改める。

第11条第2項及び第3項中「もつて」を「もつて」に改める。

別表第2A級の項中「1千万円」を「1千5百万円」に改め、同表B級の項中「1千万円」を「1千5百万円」に改める。

第1号様式を次のように改める。

格 審 査 申 請 書	日	印	所在地	申請者 商号名称	代表者名	添えて入札参加資格の審査を申請します。 す。	電話番号
	月						
	年						
	平成						

建設工事入札参加資

受付印

第1号様式(第3条関係)

沖縄県知事 殿

今般、沖縄県にて行われる建設工事に係る競争入札に参加したいので、必要書類を
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約しま

☆申請事務担当者指名記入欄【行政書士含む。】

部署名等

担当者氏名

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県告示第178号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成23年3月22日から同年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 保良西里線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市平良字西仲宗根648番5から 宮古島市平良字東仲宗根376番1まで	7.5m ~ 50.0m	690.0m
新	宮古島市平良字西仲宗根648番5から 宮古島市平良字東仲宗根376番1まで	5.0m ~ 25.0m	730.0m

沖縄県告示第179号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成23年3月22日

から同年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 331号
- 2 供用開始の区間 名護市字辺野古689番3から名護市字二見1番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月26日

沖縄県告示第180号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成23年3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 名称 平和祈念公園
- 2 位置 糸満市摩文仁
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 平成23年3月31日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年3月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ITF沖縄
- 3 代表者の氏名 備瀬善勝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市中央二丁目28番1号コリンザ1F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄の芸術文化の担い手や愛好者に対して、芸術文化の発表・鑑賞の機会を提供し、その伝統の継承と創造の活動を推進するとともに、国際演劇フェスティバルの実施活動の中で国際交流を進め、もって沖縄の芸術文化の発展と豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年8月2日 沖縄県指令土第697号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平手登根原950番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町4丁目237番地5スターフィールド201 川満博幸、那覇市首里石嶺町4丁目237番地5スターフィールド201 川満雅子
- 5 検査済証番号 平成23年3月10日 第2878号
- 6 工事完了年月日 平成23年3月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 3 月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 6 月 7 日 沖縄県指令土第540号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川神ノ奥原324番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原三丁目17番 6 - 302号ピュアパレス 赤嶺義之
- 5 検査済証番号 平成23年 3 月11日 第2879号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3 月 1 日

訓 令

沖縄県訓令第27号

知 事 部 局
労働委員会事務局

メンタルヘルス専門相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

メンタルヘルス専門相談員設置規程の一部を改正する訓令

メンタルヘルス専門相談員設置規程（平成19年沖縄県訓令第63号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「図るため、」の次に「総務部職員厚生課に」を加える。
- 第 4 条第 3 項中「職員厚生課長」を「総務部総務私学課長」に改める。
- 第 7 条を次のように改める。

（服務）

第 7 条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成23年 3 月22日から施行する。

沖縄県訓令第28号

福 祉 保 健 部

沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立看護大学特任教授設置規程（平成20年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

- 第 4 条第 3 項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 3 月22日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第 6 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年沖縄県条例第35号）附

則第2項の規定によりその例によることとされる沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立石川青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年 3 月22日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

- 1 施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者
共同企業体うないシルバー人材センター
代表者 うるま市字川崎468番地 社団法人うるま市シルバー人材センター
南城市玉城字富里167番地 一般社団法人南城市シルバー人材センター
糸満市字兼城471番地の2 社団法人糸満市シルバー人材センター
- 3 利用料金の適用年月日 平成23年 4 月 1 日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 300円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 600円
キャンプ場	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 150円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 250円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 150円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 350円
プレイホール	児童及び生徒	1 時間につき 350円
	一般及び学生	1 時間につき 700円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあつては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第7号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年沖縄県条例第35号）附則第2項の規定によりその例によることとされる沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年 3 月22日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

- 1 施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家

2 指定管理者

共同企業体うないシルバー人材センター

代表者 うるま市字川崎468番地 社団法人うるま市シルバー人材センター

南城市玉城字富里167番地 一般社団法人南城市シルバー人材センター

糸満市字兼城471番地の2 社団法人糸満市シルバー人材センター

3 利用料金の適用年月日 平成23年4月1日

4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき300円
	一般及び学生	1人1泊につき600円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき250円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき350円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき350円
	一般及び学生	1時間につき700円

備考

1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。

2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成23年3月22日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜

那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社

浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成23年4月19日から同年5月22日まで

4 観覧料の額

企画展「國吉清尚展－土と炎に生きた魂の軌跡－」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

正 誤

平成21年 4月10日付け公報定期第3744号掲載の「土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（沖縄県告示第264号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	下から 3	字我如古比屋田原の各一部	字我如古比屋田原の一部
3	下から 1	昭和57年12月29日	昭和57年12月 3 日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---